

姫路市公告第188号
令和7年4月30日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

令和7年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託

(2) 業務期間

準備期間 令和7年6月1日から7月15日

開設期間 令和7年7月16日から令和8年3月31日

(3) 履行場所

東姫路駅前メディカルプラザ2階（アルカドラッグ 東姫路店2階）

姫路市日出町3丁目38-1

（面積）231㎡（約70坪）

(4) 業務概要

令和7年度姫路市マイナンバーカード特設センター運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者

(3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和7年度の業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「データ作成・入力」及び業種「事務委託」の詳細業種「受付案内業務（秘書）」の両方において競争入札に参加する資格を有する者

イ 法人にあつては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあつては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

① 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

② 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

カ 入札に参加しようとする者の間に次の①から③までのいずれにも該当する関係がない者

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

キ 過去5年間に人口20万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカードに関する窓口案内・受付業務、バックヤード業務、出張申請業務のすべてを元請として履行した実績があること。（複数契約での履行実績も可とするが、労働者派遣契約は認めない。）

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年5月15日（木）まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026738.html

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本業務の制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を郵送又は持参により提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号イに規定する税目について未納がないことの納税証明（公告の日以後に取得したものの原本。）

ウ 第2項第3号キに規定する業務実績調書（様式2）

(2) 参加希望者は、前号に掲げる書類を次号に示す受付期間及び受付場所に郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が確認できるものによること。

(3) 入札参加申込方法、受付期間及び受付場所

入札参加申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年5月15日（木）正午まで（必着）
受付場所	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市市民局市民生活部住民窓口センター（以下「住民窓口センター」という。）マイナンバーカード担当 （姫路市役所 本庁舎1階）

(4) 市長は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、結果については令和7年5月15日（木）午後5時を目途に、参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電話連絡とともにメールにより通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年5月16日（金）午後5時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、住民窓口センターに提出すること（任意様式）。期日までに当該請求があった場合、市長はこれに対し速やかに回答する。

(7) 提出された書類等は返却しない。

5 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に別に指定する質問書（様式3）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに必要な書類を添付してメールにより送信すること。

なお、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。また、質問

者名は公表しない。

質問受付期間	公告の日から令和7年5月14日（水）正午まで
送信先	shimin-2@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年5月15日（木）を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。

6 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年6月16日（月）午後5時まで
業務概要を示す場所	https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026738.html

7 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年5月19日（月）午前10時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎4階 市民局会議室

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条の規定を適用する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

9 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。

エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

オ 入札を辞退する場合は、令和7年5月16日（金）の正午までに理由を付した参加辞退届（様式4）を書面により住民窓口センターへ郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）又は持参すること。ただし、電話連絡の上、メールで提出することも可とする。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札を行うときは、確認通知書を紙で持参し、提示すること。

イ 入札書に記載する金額は、一円単位とすること。

ウ 入札及び開札には必ず出席すること。

エ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。また、10で割り切れる数字を記入すること。

オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.0 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等による入札参加資格を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1.1 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、姫路市暴力団排除条例様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1.2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

1.3 その他

- (1) 予定価格は非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。

- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。